

## 1 目的

この基準は、中区 SDGs マルシェの出店に関わる必要な事項を定めるとともに、マルシェの運営を円滑かつ公平に行うことを目的とします。

## 2 中区 SDGs マルシェ概要

- (1) 日時：原則、毎月第2水曜日 11時から15時
- (2) 場所：中区役所別館横の THE BAYS 駐車スペース
- (3) 趣旨：マルシェの場を通して、地産地消をはじめとした SDGs の取組への理解を促し、SDGs の啓発や意識醸成をはかる。また、来場者に向けた、区役所による SDGs の情報発信の場とする。

## 3 出店資格

次のいずれかを満たす者としてします。

- (1) 横浜市内で都市農業を行っている者で、マルシェの場を通して、SDGs の啓発に係る取組を実践できる者。  
※ 市民農園、家庭菜園、学校等の栽培など、日常的に販売を行っていない者は除く。
- (2) 横浜市内で農福連携に取り組む団体で、マルシェの場を通して、SDGs の啓発に係る取組を実践できる者。
- (3) 中区内にある福祉作業所（障がい者の社会参加や就労の場となっている施設）。
- (4) 区内で活動しており、SDGs の啓発に資する団体。
- (5) 区内に本社または営業拠点等があり、SDGs の啓発に資する企業。
- (6) その他、中区区政推進課が認めた団体等。

## 4 出店要件

- (1) 中区 SDGs マルシェの趣旨を理解し、中区から依頼があった場合には SDGs 推進に協力すること。
- (2) 当日の設営、運営については出店者が行い、出店者が原状復帰すること。
- (3) 食品衛生法、食品表示法等、関連する法令・基準を順守すること。
- (4) 必要に応じて、食品衛生法に基づく申請・届け出を行うこと。
- (5) 生産者及び生産者団体以外が農畜産物を販売する場合は、生産者の情報（生産者名、生産地等）を掲示すること。
- (6) 政治・宗教活動を目的とするもの、反社会勢力団体等の出店は認めない。

## 5 その他

- (1) 出店希望者多数の場合は、出店をお断りする場合がございます。
- (2) SDGs に寄与する取組について、来場者と積極的なコミュニケーションをお願いします。
- (3) この基準に定めるもののほか、必要な事項は中区区政推進課で決定します。